

長野県社保協ニュース <19-11>

2014年12月9日(火) 長野県社会保障推進協議会

<事務局>長野市高田 276-8 県労連会館 1階 TEL 026-223-1281・FAX 026-223-1291

<http://www.n-syaho.com>

E-mail: naganosyahokyou1281@star.ocn.ne.jp

「いのちのパスポート」 としての国保証が危ない！ 1か月期限の短期保険証（超短期証） 短期保険証全体の25%と異常事態 超短期証交付を止めさせる 県民運動を起こそう！

12月9日長野県保険医協会は2014年1月1日時点の市町村国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況をまとめ発表しました。

短期証の発行状況：保険証交付の4.5%（1万4千世帯）

うち留置き世帯が11%（1600世帯弱）

それによると有効期限の定められた短期被保険者証は14,414世帯で交付され交付対象世帯全体の4.5%を占めます。また、そのうち窓口で留置きされている世帯は11%で、保険証が手元にない状況にあります。

市町村別にみると短期被保険者証の発行率が高いのは上田市（13.5%）、下諏訪町（10.2%）で1割を超えています。留置きは市部では伊那市（35.7%）、上田市（29.7%）、小諸市（23.4%）、駒ヶ根市（22.4%）の4市が2割を超えています。町村部では辰野町（55.6%）は半数以上、池田町（39.4%）でも4割弱が留置きされおり異常な状態です。



1か月の超短期証は全体の25%、3か月以内が半数以上（55%）異常事態

1か月の超短期証の29%が留置き状態＝実質上の無保険状態！

短期被保険者証の有効期間別集計では、その約4割が6か月ですが、1か月の短期保険証も25.5%と約1/4を占め、3か月以内を有効期限とするものは55.1%と半数を超え異常な事態です。しかも、留置される短期保険者証の28.6%は1月のものです。こうした有効期間が短すぎる被保険者証によって実質的な無保険状態が生じていることは大問題です。また、小諸市や箕輪など6市町村では発行する短期被保険者証の全てが1か月の有効期間といった運用をしている市町村もあります。

なお、窓口負担の全額を一旦支払わなければならない資格証明書の発行は長野県は全国でも発行数は少ないとはいえ492世帯に発行されています。市部で発行世帯数が多いのは安曇野市の43、町村部では白馬村（138世帯）、御代田町（82世帯）、軽井沢町（65世帯）が多く、特に、白馬村では2061の交付対象世帯のうち6.7%にあたる138世帯が資格証明書です。

こうした「いのちのパスポート」としての国保証がその機能が果たされていない異常事態を正していく県民運動の強化が求められています。